

建築物解体工事共通仕様書【概要】

■目的・概要

建築物解体工事共通仕様書（以下「解体共通仕様書」という。）は、公共工事標準請負契約約款に準拠した契約書により発注される建築物の解体工事を想定し、取りまとめたものであり、当該工事の設計図書に適用する旨を記載することで請負契約における契約図書の一つとして適用されるものです。解体共通仕様書の適用により、解体工事の設計図書作成の効率化を目的としています。

■主な内容

建築物の解体工事における解体施工、建設廃棄物の処理等について

■主に使用する時期

設計段階、工事段階

■適用方法

＜業務委託・工事発注を行う際の適用方法＞

- ・設計業務を委託する際に、業務委託特記仕様書等に適用基準として記載します。
- ・工事を発注する際に、設計図書に適用する旨を記載します。【記載例：「図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、建築物解体工事共通仕様書令和4年版による。】

＜業務実施時・工事実施時の適用方法＞

- ・設計業務を実施する際は、解体共通仕様書に記載されている解体工法等から当該工事に適用するものを選択し、記載されていない事項は当該工事に必要とされる解体工法等を特記して設計を行います。
- ・工事を実施する際は、解体共通仕様書のほか設計図書（図面、特記仕様書、現場説明書等）に従って、工事を行います。

■適用に当たっての留意事項 【【発】発注者、【設】設計者、【施】施工者に対する事項】

発注者及び設計者は、対象とする建築物の構造や規模等に応じて、適切な解体工法等を選定し、設計図書に特記する必要があります。

なお、解体共通仕様書に記載している解体工法等以外のものを採用する場合には、選定した解体工法等を設計図書に特記して下さい。【発】【設】【施】